

とくしま難病支援ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、とくしま難病支援ネットワーク(略称・とくしま難病ネット)という。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、次の各事項の達成を目的とする。

- (1) 会員の相互理解と連帯を基礎にゆたかな医療と社会福祉の発展をめざす。
- (2) 患者・家族および加盟団体の交流と、患者自身のQOL(生活の質)の向上をめざす。
- (3) 患者・家族の諸権利を守り、そのための医学的・社会的条件の確立をめざす。

(事業)

第4条 この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 難病医療福祉講演会・講習会等の開催
- (2) 患者・家族に役立つ医療福祉相談活動
- (3) 患者・家族の医学的・社会的ねがいを実現するための、関係諸機関への働きかけ
- (4) 難病に対する理解を深めるための啓発活動
- (5) 会員相互の理解を深め、連帯を強めるための交流活動
- (6) 会員の活動に役立つ会報の発行など情報、宣伝活動
- (7) その他、目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、議決権を有する正会員と議決権の無い賛助会員とからなる。

- (1) 正会員は、徳島県内に住居または活動の拠点を置き、この会の目的に賛同して入会した個人または団体とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業に賛同して賛助するために入会した個人または団体とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書に会費を添えて申し込み、役員会の承認を得る。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 退会は、会員の申し出により退会届を出し、役員会の承認を得る。

- 2 会費を2年以上滞納したときは退会とする。

(機関)

第9条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(運営)

第10条 この会の運営、議決は合議によることを原則とする。

(総会)

第11条 総会は、この会の最高議決機関で、毎年1回会長が招集し開催する。

- 2 会員は書面をもって総会に参加することができる。
- 3 総会は出席会員により成立する。
- 4 議長は出席した会員のなかから選出する。
- 5 総会では次の事項を決める。
 - (1) 活動報告、決算報告および会計監査報告の承認
 - (2) 活動方針、予算の決定
 - (3) 役員を選出
 - (4) 規約の改訂
 - (5) その他必要な事項
- 6 総会運営については別に定める。

(臨時総会)

第12条 会員の3分の1以上の要求があったとき、または役員が必要と認めるとき臨時総会を開かなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は会長が招集し、総会から総会の間、この会の運営に責任をもつ協議・執行機関である。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、および加盟団体各1名以上の幹事を持って構成する。
- 3 役員会は、総会の決議した事項に関すること、総会に提出する事項、その他会務の執行にあたる。
- 4 役員会は、年1回以上開催する。

(役員)

第14条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
会計	1名
幹事	加盟団体 各1名以上

会計監査 2名

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員選出)

第16条 次ぎの役員は、総会において会員のなかから選出する。

会長

副会長

事務局長

会計

幹事

会計監査

(役員職務)

第17条 会長は、この会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

3 事務局長は、事務局の業務を統括し、役員会の方針の執行にあたる。

4 会計は、この会の出納業務にあたる。

5 幹事は、この会の会務の執行にあたる。

6 会計監査は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第18条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の求めに応じ必要な助言をすることができる。

3 顧問は、役員会の決定により会長が委嘱する。

(財務)

第19条 この会の財務は、会費、助成金、委託金、募金、寄付金、その他の収入による。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わりとする。

(会計監査)

第21条 この会の会計監査は厳正に行い、その結果を報告し承認を得なければならない。

附則

1 この規約は、平成17年10月31日より適用する。

2 初年度の会計年度はこの規約に関わらず、平成17年10月31日から平成18年3月31日までとする。

3 この規約は、平成21年6月20日、一部改正の上実施する。